

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和6年2月26日(月) 10:00~12:00
場所	東館3階大会議室1・2
出席者	委員長 竹端 寛 委員 和田 周郎、三芳 学、山川 範、村岡 由美子、 松下 晶子、小野 りか、中山 裕雅 欠席委員 長城 紀道、池本 秀康、押場 美穂、福島 健太、向 千鶴子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希、平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 川口 弥良、長谷 啓弘、木村 円香、北村 理紗 芦屋市高齢介護課 浅野 理恵子、田尾 直裕
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

- ア 令和5年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- イ 縦レビュー会議に関する報告

(2) 協議

- ア 市長申立てにかかるスキームの見直しについて
- イ 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアルについて
- ウ 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」について

(3) その他

2 提出資料

令和5年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

事前資料1-1 令和5年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)

事前資料1-2 令和5年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数(上半期)

事前資料1-3 令和5年度第2回運営委員会議事録

事前資料2-1 令和4年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)の報告  
について

事前資料2-2 令和5年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)にて抽出された課題に対する取組状況について

事前資料 3	市長申立に関する専門委員会の活用について
事前資料 4	障がい者虐待対応マニュアル
事前資料 5	「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」
当日資料	「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」

### 3 審議内容

#### (1) 報告

##### ア 令和5年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター 谷)

今年1月31日の運営委員会で行った、令和5年度上半期、昨年の11月までの状況報告をお話させていただきます。

資料は、事前資料1-1から1-3までで、1-1と1-2は運営委員会当日の資料、1-3がその議事録になります。議事録の内容に沿う形でお話しします。

その前に、1点訂正があります。事前資料1-1、活動状況報告の2ページ目の表、中央左に虐待対応状況という表に、(養護者による)があるのですが、その括弧の中を消していただいて、虐待対応状況だけにしてください。養護者によるものと、施設従事者によるものとの合算になっていますのでその削除をお願いします。

では、議事録、事前資料1-3を見ていただきながら進めさせていただきます。

まず、権利擁護支援センターでは専門相談を法律職と福祉職の協働型で隔週開催しています。定期相談と臨時相談と2種類実施しています。隔週火曜日が定期で、臨時相談は、定期相談の日時での相談が難しいとか、権利擁護支援センターに来所されることが難しい方に対して、出張という形で専門職の方と訪問したり日時を調整したりという形で行っています。

定期の稼働率は、ここ数年、減少傾向で相談者の予定に合わせる形の臨時相談のニーズが増加しています。記載されている、表の横に記載の昨年度の数字と比較すると、全体の数は減少しています。ただ、記載しておりませんが、一昨年度とほぼほぼ同じになっております。さらに、その前年度の数字とそんなに大きく変わっていないので、そこからすると昨年度の数字がちょっと極端に多くなっていたのかと思います。これがコロナ禍と関係があるのかは分からないのですが、昨年度は少し突出していたように思います。

相談支援の件数や相談経路、本人状態区分等の集計は事前資料1-2に記載しておりますので、併せてご確認ください。

虐待対応の通報件数や認定率は活動状況報告の2ページ目に載っています。数字を見ていただくと、高齢者虐待は昨年と同じ時点の数と変わっていません。障がい者虐待はここ数年、右肩上がりが増えておりましたが、今年度の11月末の時点では半分程度になっています。

議事録にも記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束・緩和があり、福祉サービスの利用が増えたため、家庭内の歪のような、両者のストレスが軽減されたのではないかと思います。高齢者虐待よりも障がい虐待で顕著に表れているのではないかと分析しています。

事前資料1-2の一番上の表をご覧くださいと、どこから相談があったかが記載されております。上段は虐待通報に限定したもので、右から3つ目に警察があります。警察からの虐待通報が、高齢27件、障がい6件で計33件となっています。また、合計のその他のところに1件と記載されておりますが、これは65歳未満で介護サービスを利用されている方のため、高齢者虐待に準じて対応したケースになります。

議事録1ページ目の②の後見センター機能についてです。現在、当センターを運営している

社会福祉協議会とPASネットが法人後見の機能を提供しており、現時点で社会福祉協議会が監督2件を含めた4件、PASネットでは10件を受任しています。昨年4月の職員の異動や被後見人さんが引っ越した等の事情によって16件から10件に件数が減り、後見業務の数が減っています。

議事録の2ページ目、権利擁護支援ネットワーク機能・その他事業について、現在隔年で権利擁護支援者養成研修を実施しており、今年度9月から実施しています。議事録は19名となっておりますが、当初開始したときは20名でした。そのうち聴講生の方7名おられましたが、お一人の方が退職されたため、最終的に19名、聴講生6名になります。今週末は終了式と権利擁護フォーラムを行う予定です。今年度は座学だけではなく、実際の後見活動に同行するという実地研修も行っています。また、一般の方も参加できる公開講座を行い、60名程度の参加がありました。権利擁護フォーラムは、認知症と共生社会をテーマに実施予定です。

その他に記載されている内容は、フォローアップ研修等の研修関係になります。本日この後の議事にあります、虐待のマニュアルの改定やハンドブックについて記載しています。

報告を踏まえて、委員の方からいろいろご質問をいただき、その回答を表にしたのがその後の部分です。今回、印象的だったのが、議事録でいうと3ページ目の意見1で、松下委員からいただいたご意見や、同じページの質問7、押場委員からいただいたご意見です。ご本人さんの拒否が強いケースや介入拒否のケースについてです。関わり困難な事例が増えていて、それに伴い、支援者も疲弊しているというお話が委員の方から出ていました。これはこの後の議事にあります、縦レビュー会議の報告にも関わってきますし、孤独孤立の支援課題を抱える支援者ハンドブックの議事の時にもご説明しますが、現場の共通の課題になっているという印象を受けました。その他の質疑については、事前資料1-3をご覧ください。と思います。

事前資料1の活動状況報告の7ページ目のところをご覧ください。運営委員会の下に設置している、専門委員会は、市民後見人の登録や法人後見の受任、市長申立てのケースについてご意見をいただくために、今年度は4回実施しています。

市長申し立てについては前年度から市の判定委員会の前に専門職の方にご意見をいただくため開催した専門委員会の活動報告を一番下に入れております。報告は以上になります。

(竹端委員長)

私から1つ質問です。先ほど、運営委員会の議事録の質問7等に、困難事例について、支援者の方が抱えている、もやもやすることが大きくなっているという話があったと思います。これから重層的支援を展開していくにあたっては、家族機能が減退化していることによって、従来であれば家族の中で対応することが期待されていたものが、家族の中で対応できずに、行政やケアマネジャー、保健所等で対応する際に対応に苦慮する、支援者にとっては困難事例や問題行動といわれるケースは恐らくこれからは増えてくると思います。そのことに関して、現時点で権利擁護支援センターや市として、例えばこのように研修しようとか、このように対応策を考えようみたいなことをやっておられるのでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

まず、後の議題にも出てくる孤独・孤立の支援課題を抱える人の支援ハンドブックの中に、関係性の構築について記載しております。また、一般的に介入拒否と言われていたり、支援者が関わり困難ケースと捉えていたりするケースについて、実際は本人さんの支援ニーズと、支援者が支援しようと思っていることがミスマッチになっているのではないかと捉えることもできます。そこで支援ニーズのアセスメントをしっかりしていけないといけないという話もあり、今後、啓発・研修していくときに、関係性の構築およびアセスメントについてあわせて伝えていけたらなと思っています。

(竹端委員長)

この話について、せっかくなので現場の皆さんの話も聞きたいと思っています。

要は、権利擁護支援の前提として、きちんと専門職によるアセスメントや関係性の構築ができていないかどうかっていうのは大きな問題ですけど、「ややこしい人」や「支援者の言うことを聞いてくれない人」みたいなことになると、なかなか関係性の構築が上手くいかないということがあります。それは、その人の問題と言われるけれど、支援者との関係性の問題であるということもよくあります。

松下委員にお伺いしたいのですが、今ケアマネジャーの友の会では研修など行われていますか。現場がもやもやしていることとかも、よかったら聞かせてもらっていいですか。

(松下委員)

現場ではもやもやすることはよくあります。

(竹端委員長)

どういふもやもやがありますか。

(松下委員)

この間、カスタマーハラスメントの話があり、話が通じないというか、いくら説明をしても全く話が入らない、ご自身の主張等があっっておっしゃっていることが、こちらの意図と違う場合があります。例えば何か問題があっそれをどうにかしようと私たちが介入するのですが、とにかくいくら説明しても分かってくださらない、過度な要求をされるというような、また暴言があるようなケースやお手上げというケースが実際、増えてきています。

そのことをどうするかと言われたときに、条例等、支援者を守ることができるものが今全然ないので、支援者が潰れてしまうということに非常に危機感を感じています。

(竹端委員長)

それらには原因が2つあるような気がします。もちろん、そういう理不尽な要求しかしてこなかった、どうしようもない人。つまり、支援者が断固として断らないといけない人も半分います。しかし、もう半分ぐらいは、その言い方しかできない、これまでの生きざまの中でそういう言い方しかできないような状況で、本人として必死でその事態に対処するために強く言うことでしか対処できないというような状況に構造的に追い込まれている人っていうのも、一定数いそうな気がします。

(松下委員)

そのような方もいます。そういう方は何となくですが対応の仕方があります。

こちらが時間をかけて信頼関係を少しずつ構築していけば、どこか突破口がある場合やアセスメントを再度行うことで、時間はかかりますが、解決できます。しかし、そこまでに至らない方が増えてきていて、その方の対応に苦慮します。

(竹端委員長)

多分、そのようなケースは、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどに相談があると思いますが、和田委員、そのようなケースについてはどうですか。

(和田委員)

カスタマーハラスメント等、話が入らない、手の打ちようがなく、支援者がカスタマーハラスメントを受けるっていうことはあります。

例えば虐待で言えば、虐待を受けているだろうという方に支援者がいるにも関わらず、虐待の状況が続いていて、その状況を目の当たりにし、それを肌で感じているが、解決等に時間がかかってどうしようもないという、もやもやとかストレスを支援者が感じて、どうしたらいいのだろうか、何か権限を持って強制的に入れないだろうかとか、そういう声は聞きます。

(竹端委員長)

でも、そのようなケースは警察と同じ役割をしたらいけないような気がします。

(和田委員)

そうですね。

(竹端委員長)

支援者がね。

(和田委員)

はい。

(竹端委員長)

でも、ときにやっぱり警察みたいな権力が欲しくなってしまうときがありますか。

(和田委員)

権力が欲しくなるとまで言ったら少し言い過ぎかもしれませんが。この状況はいつまで続くのだろうかと思います。

(竹端委員長)

そのときは役割分担が明確になってないということですか。

(和田委員)

誰が何をするのが正しいっていうものが見えてこないです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三芳委員はいかがですか。

(三芳委員)

障がい分野でもこういった強い主張をされる方もおられます。今、おっしゃっていただいたように、警察を交えて役割分担をしていくところは、この1年多くあるかと思います。

縦レビューで報告があるかと思いますが、警察との定期的な連絡会を行政が持っていており、その辺りで警察との関わりがすごく柔軟になってきたなと感じています。警察側が我々の役割も認識してくださったところがあるので、これまでと違って敵対関係ではなく一緒に頑張っていこうという精神も得られ、そのようなところで役割分担をしやすくなったなと思うのと、やっぱり強い主張をされる方というのは、お話がまだできるので、人を変え、組織を変えながらアプローチをしていくというところにはなっていくかなと思っています。気分の波というのが障がいの方でしたらありますので、その辺りは主治医も交えながらサポートしていくこととなりますが、やはり一番怖いのが、支援介入を拒否するケースに、どう入り込んでいけるのかをすごく悩んでいます。これはまた縦レビュー会議の報告にもつながっていくかと思います。

(竹端委員長)

なるほど。村岡委員、民生委員としてそのような、話が通じないなみたいな人や、しんどいなみたいな人に出会われることはありますか。

(村岡委員)

私は直接ないです。やっぱりわがままというのか、自分の思っていることが3つあったら、3つとも何とかせえというようなことですよ。それを、「はい、そうですか」というと、また違う意見が出てきて、対応しかねることはいっぱいあると、ほかで聞いたことであります。それを誰かがどこかフォローできるか、決めつけの言葉でぽっと言えるのであれば、私たちもすごく楽ですが、それができない、それを言ってしまったらパワハラとかそういうマイナス状況になってくるので、それを聞いていると、どうしてもすごくつらい面がたくさんあって、私たちも、もう仕方ないかなと思って引込み思案になってしまったことも多々あります。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今の話は、現場で起こる倫理的ジレンマですね。なぜ、それを倫理的と申し上げたかということ、価値観の問題なのです。そういう人をばっさり切り捨てることもできれば、長いこと付き合うこともできる。法律には、ばっさり切り捨てなさいとも書いてないし、じっくり付き合いなさいとも書いてないわけです。これは、現場のワーカーさんや、

民生委員さん、もしかしたら警察の方や市役所の方も含めて最前線でやられる方々のある種、倫理観に基づいているわけです。

恐らく、今までの話を聞いていると、疲弊をしながらもちゃんと向き合い続けよう、ちゃんと話し続けようと頑張っている方が多いわけなのですが、このことは結構大事なポイントで、組織だとかチームに余裕がなくなると切り捨て方向にいきます。面倒くさかったら警察を呼べばいい。もう、こういうケースは弁護士を呼べばいい。もう、対応してもダメだったら突き放せばいいみたいなふうになりかねないですよ。

芦屋市はそういう意味でいうと、一生懸命、権利擁護支援の仕組みを作り上げてきたからこそ、まだ、きちんと倫理的ジレンマにも、もやもやしながら立ち向かえていると思いますが、現場でこういうもやもやしている、それが民生委員さんのレベルであれ、ワーカーだとか、高齢者生活支援センターだとか、ケアマネジャーのレベルであれ、そのもやもやしていることをきちんと出していく場がないと、松下委員がおっしゃったように、現場がどんどん疲弊し、もう、それやったらそんな人、対応できないとか、もう、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センターに任せるわとか、権利擁護支援センターやってよみたいに嫌なものの押し付け合いみたいになってしまうと悪循環になってしまいます。その瀬戸際のような気がします。その辺について、事務局はどうですか。

(地域福祉課 吉川)

確かに最近、支援拒否の事案という困りごとは、カスタマーハラスメントとセットにして、線引きが難しいというところで悩むということを現場から聞いているかと思えますし、そういったところが、縦レビュー会議のところでの問題として出てきているのだらうと思えます。

その背景は、一概に要因を分析することはできませんが、新型コロナウイルス感染症など皆さんのストレスフルな状態も関係しているのではないかと思います。ただ、そういったも、先ほど松下委員がおっしゃったように、支援者を守るといいますか、誰かに押しつけるのではなく一緒にやっていくという姿勢が大事ではないかと思っておりますし、その部分は、行政として果たせる責任を果たしていくということが求められているのだらうと思っております。

こういう名案があるというものはないので、来年度の縦レビュー会議での取組の中で、現場の皆さんの声も聞きながら、納得ではないですけれども、皆さんがこれで頑張っていこうという再び士気が高まるといいますか、今ちょっと落ち込み気味なところが上がるような働きかけができるようにしていけないかと思っております。

(竹端委員長)

西宮市でも権利擁護支援センター運営委員会の委員長をやっているので、権利擁護支援センターに頼まれて去年の9月にアセスメント研修と名を打ちながら支援者のもやもや会議みたいなのをやりました。ケアマネジャーにしても、相談支援専門員にしても、困難事例に関する「もやもや」をたくさん持っていて、その「もやもや」を話せる場が良かったみたいな話も聞いたりしたので、芦屋でもそういうことを次年度以降考えてもいいかもしれないですよ。

1つの話を掘り下げましたが、ほかにこの権利擁護支援センターの報告についてご質問やご意見はいかがでしょうか。

恐らく、次以降の議題にも関連してくるので、また次のところで思い出したら言っていたでもいいので、次にいきましょうか。

次、縦レビュー会議に関する報告です。事務局から報告をお願いします。

イ 縦レビュー会議に関する報告

(地域福祉課 知北)

お手元に事前資料2-1と2-2をご準備いただけますでしょうか。

令和4年度の縦レビュー会議、抽出された課題についての取組報告と、事前資料2-2では、令和5年度に縦レビュー会議を行ったことの報告の2点をさせていただきます。

縦レビュー会議とは、虐待対応を通じた課題などから地域課題を抽出して、課題解決の方法を検討する会議体です。令和4年度検討された課題は4つあり、そのうち課題1、3、4の3つに関して取組を行いましたので報告いたします。

また、令和3年度の縦レビュー会議で抽出された課題についても取組を実施いたしましたので、その点についてもあわせてご報告いたします。

まず、課題1、虐待対応システムの効率化についてです。取組の成果は3つありました。1、虐待を認定するまでの間に実施している、会議情報共有ミーティングとコアメンバー会議の2つの会議を同時開催するための条件整備を行いました。また、2、スケジュール調整ツールを活用した調整業務の効率化、3、会議の開催方法等の検討(オンライン形式の開催等)として、対面で行っている会議をオンライン会議にし、移動時間を削減できるような体制を整えました。

次に、課題3、関わり初期からの地域ケア会議の実施、地域とのつながりの把握は、地域における支援者と早い段階で顔を合わすレベルの集まりから行えることで、対象者の方と地域のつながりを把握した中で支援をしていこうとするものです。取組の成果としては、会議の後に作成するシートの簡略化を行い、次年度も引き続き、地域ケア会議のマニュアル改定を行えるよう検討していく予定です。

取組に関する意見の2つ目にもありますが、地域ケア会議は、情報共有から方針検討まで実施することがとても多く、事前に根回しするなど事前準備に時間や手間がかかっている現状です。情報共有だけや、少人数、また最初から成果を求め過ぎないようなシステムであれば、もっと地域ケア会議を行っていいのではないかという意見をいただいています。

課題4は、警察からの通報が増加する中で、警察との連携が課題になっていました。今年度は、警察署と高齢者・障がいのある人における支援対応連絡会と題し、連絡会を開催し、顔の見える関係性を構築し連携・相談のしやすい関係づくりに取り組みました。

先ほど三芳委員からもお話がありましたが、この連絡会を通して顔の見える関係を構築して、その先に支援者が負担を感じることなくお互いに役割分担しながらよい支援を行うよう、日々協力し合いながら支援を行っています。また、この会では、支援の内容だけではなく詐欺啓発に関する協働も行うことができました。来年度以降も連絡会の内容を見直しながら継続したいと考えています。

最後に、令和3年度の課題として、地域の人が良くない状況を見ても気づかない、現行の研修の対象範囲が狭いという課題が抽出されたことについてです。誰でも研修が行える虐待に関する研修資料を作成し、今年度は民生委員の方を対象に虐待に関する研修を実施いたしました。市の出前講座にも登録し市民の方から研修を依頼いただけるようにも取り組みました。

ここまでが今年度取り組んだ内容についての報告になります。

次に事前資料2-2は、今年度取り組んだ縦レビュー会議の報告になります。

今年度、取組を検討した課題は、先ほどもお話があったように、課題4にあります介入拒否により面接・モニタリングが困難な対象者への見守り方法を検討する必要があるという課題に取り組みました。4つのグループに分かれて検討した意見を抜粋して紹介いたします。

(5) Aグループでは、黒丸2つ目、ご本人の興味のあることの提供や困りごとへの対応により関わりのきっかけをつかむことや、4つ目のコンタクト方法にバリエーションを持つといったような支援者側の支援の幅を持つといったような案が出ました。

また、Bグループでは、どこまでアプローチしたのか見える化ができるようなチェックシートの作成が必要という案や、3つ目の黒丸、支援者のちょっとした困りごとを解決できる場の検討といった案がありました。

Cグループでは、成功・失敗事例を共有し事例を蓄積し、介入・安否確認の方法や、介入の

きっかけとなるポイントを共有する。また、事例をもとに、積極的な支援が必要となる目安を作るといった経験の積み上げを組織として行うといった意見が上がりました。

最後のDグループでは、介入拒否の正体を知るとしまして、介入拒否の理由を支援者側がきちんとアセスメントできるよう、スキルアップに取り組む案が出ました。これが、先ほど竹端委員長がおっしゃったような西宮市で行われている研修に近いものなのかなというふうに認識しております。

以上のグループワークから出た意見を踏まえまして事務局で検討した結果、3つの取組の案が提示されております。

1つ目が、精神科医師によるSV体制の検討。2つ目が、介入拒否ケース対応についての研修の実施。3つ目が、介入拒否ケース対応におけるチェックシート作りの検討と、この3つを検討しております。さらに、ここから各関係機関の会議にて意見をいただいて取組については検討して実施していく予定になっております。

(竹端委員長)

私から少し聞きたいのですけれども、これからのこととして3つ挙げられている中で、精神科医師によるSV体制の検討と書いてあるのですが、例えば現状では、芦屋市の中で精神科の医師でなく、訪問看護の人だとか、精神科のソーシャルワーカーとか、医師以外にもそういうことができる人がいるような気もしますが、今回、精神科医師と特出ししてある理由や背景も教えてください。

(地域福祉課 知北)

関わる対象者の方について、支援者側は例えば発達障がいなのか、統合失調症なのかという見立てを持っていますが、本当はどのような病気を抱えているのかについて、関わる材料として知りたいという支援者の思いから精神科医師の名前が出てきました。

(竹端委員長)

生活上の問題を精神障がいであれ、発達障がいであれ、障がいという形で出ている部分でなく、生きる苦悩が最大化して、それが障がいとくっついているというふうに考えたときに、病気だけをみるのではなく、その生きる苦悩とくっついた中で、病気が何か弁別ができ、その上で助言をもらえる専門家にアドバイスをもらう必要があると思いますがいかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

今いただいた委員長のご意見も踏まえた上で、どのような先生や専門家が望ましいのかはもう一度検討の余地があるかと思えます。

(竹端委員長)

この機会を通じてアウトリーチできる医師を増やしていくための試みにした方がいいかもしれないですね。これからますますアウトリーチが必要になってくるけども、やっぱり医師、別に内科医であっても認知症系の医師であってもいいので、そういう人達と一緒に精神のことを勉強しながら、きちんと地域の中で対応できる医師を組織的に増やしていく。そのための機会として、SVみたいな勉強会をしましょうという方がもしかしたら必要かもしれません。

松下委員、そういう人がいてくれたらありがたいですね。

(松下委員)

とてもありがたいです。

(竹端委員長)

今、現場にそのような医師はいますか？

(松下委員)

訪問の先生で、年齢は関係なく、若くても、場数を踏んでいて、非常に勉強熱心で、こちらが意図とする聞きたいことをきちんと、病名とかではなく対応と一緒に考えてくれるような医師も少し増えてきているような気もします。しかし、良いなと思う医師と分るとみんなそ

の方に頼んでしまって、さすがに、こちらがとても忙しいから、やっぱりやめとこうかということはありません。そういう先生が潰れないようにしていかなければならないと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。この縦レビュー会議で出てきた、事前資料2-2に関して、先程議論していた話ともかなりつながってくるわけですが、この辺りについて、いかがでしょうか。

権利擁護支援には「プロテクション、保護」と「アドボカシー」の2種類があるのですよね。プロテクションは、事後救済です。実際起こってしまったことに対してどのようなことをするのか、例えば虐待が起こったとか、金銭搾取が起こった後どうするかということです。アドボカシーは、どちらかというと事前予防的に本人の権利を高めることによって、自分で言えない、思いが伝えられない人がきちんと伝えられるようになったという側面です。これは両輪なのですが、放っておいたらプロテクションだけになってしまいます。なぜかといったら、プロテクションの方が分かりやすいからです。あるいは、虐待防止法や成年後見制度などの制度に結びつくものであるからプロテクションだけでやった気になれるのです。倫理的ジレンマの話でいくと、プロテクションだけでやったことにしてもオーケーになるのです。

一方、芦屋市が権利擁護支援センターを、この権利擁護支援システム推進委員会といったものを置いているという意味や価値は、プロテクションだけでなくこのアドボカシーをどれだけやれるかが問われていると思います。それが、恐らくこの協議に出てくる下の3つの話を作るというところにも重なっていると思います。

僕が気になるのは、警察との連携は、プロテクションなのかアドボカシーなのかで、ものすごく意味合いが変わることです。なぜかと言うと、警察が来た段階で、自分も疑わしい人間と思われているのではないかと思う人は当然いるわけです。さらに、プロテクション的になると、支援者も結局警察と仲間と思われてしまいます。警察を悪者に行っているわけではありませんが、そのように捉えられる可能性もあるわけです。そのときに福祉側は、あくまでもアドボカシーが大事で、警察はプロテクションかもしれませんが、私たちはアドボカシーです。なので、連携もしますが、時としてそこは一線を引きます、といったことをきちんとやっていけば、当事者にとっても、警察と来ているけど松下さんは味方ねとか、そこまで含めた役割分担になるのか。放っておいたら、プロテクションの方にだけやっていたら、やったふうに見えるから、プロテクションのほうにいつちやうのかによって、これはものすごく違うと思います。

先ほど、その関係性みたいなものと出てきましたが、関係性というのははっきり言ってこのアドボカシーの方です。プロテクションには、児童相談所の一時保護に代表されるように、一時保護において関係性は要らないわけです。しかし、例えば児童相談所でいったら、家族の再統合みたいなところ、一時保護した後、もう一回、虐待していた家族に本人を戻すみたいなところは、関係性の変革がなければ無理ということで、アドボカシーの側面ですよね。こちらの方が手間かかるのです。プロテクションの方が楽で、法的な対応だから、これをやったらやったふりができるのです。その意味で言うと、僕はこの委員会に数年ぐらい関わらせていただく中、多分、芦屋市が目指しているのはプロテクションだけでなくアドボカシーもどうやるかということだけけれど、アドボカシーをどうすればいいのかみたいところで、「もやもや」が広まっているのではないかというふうに思いました。

松下委員、それは理屈だ、現場は違う、などあればどうぞ。

(松下委員)

「もやもや」はどんどん広がっていくことと、逆に、そのようなことがよく取り上げられるので、どんどん人材不足というか、トラブルになるようなことをやりたいと思う、面倒くさいのはもう取れませんっていうふうになってきていると思います。

(竹端委員長)

それは、業界用語でクリームスキミングと言います。サイダーの上のアイスクリームだけす

くうという、おいしいところ取りというものです。下のサイダーがお好きな人にとってはおいしいところではないのですが、おいしいところ取りは割と始まっていますか。

(松下委員)

もう、とても始まっています。基本的に入ってくれる支援者がいません。いくら探してもなくて、嘘を言って頼むわけにもいかないので、知り合いのヘルパーさんや、看護師さんに頼んで、それでもやっぱり難しいというようなことはどんどんでてきています。ケアマネジャーも、私が駄目だったら、次全然受けてくれる人がいないので、というようなことはどんどん出てきていると思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。この辺り、別に結論を決めているわけじゃないので、皆さん、もやもやするところを話していただきたいのですが。和田委員どうぞ。

(和田委員)

今委員長がおっしゃられたように、やっぱり福祉専門職の人たちは、使命感とかそういうものを持って何度も何度も立ち向かっているけれども、なかなか進まないです。自分たちも傷つけられるというケースも増えてきていることを考えると、我慢の限界とかストレスがどんどんたまってきている状況も結構増えてきている印象があります。委員長が言われたような研修などで改めて支援者の気持ちを立て直すというか、使命感を共有し直せるかということが大事なのかなという気がしました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三芳委員、どうぞ。

(三芳委員)

障がい分野でもその2点、特にアドボカシーの部分というところをどう丁寧にできるのかというのを常に意識はしています。その中でも、やはり一番困難な部分が介入拒否というところになっており、縦レビュー会議の中でも、ここに絞って話をさせていただきました。会えないため、どういうふうな状況なのかということをしごく悩んでいて、障がいは2年連続ですごく痛ましい出来事があったので、それが今後なくなるようにできるだろうかというところで、しごく問題意識を持っているところです。

そういったところで、この3点を何とか工夫をして取り組んで、今後、生かしていきたいと思っているのと、チェックシートにこだわるのではないのですが、まずは今までこういったケースにどのような先行事例があるのかを積み上げていきながら、1ケース、1ケース違ってはきますが、参考にしていきたいと思っていて、障がい分野としては切なる課題ではあるような状況です。

(竹端委員長)

中山委員今までの話を聞いて思うことでも何でもいいのでありませんか。

(中山委員)

私のほうから2点。「もやもや」の話についてです。今、警察も認知症の方、障がいの方、特殊詐欺の被害にあう方が多くて、来年度になります。県の全ての警察署と市町で情報提供の協定を結ぶ話になっています。警察で2回、3回被害にあわれる方の情報提供をして福祉的な支援につながれます。これが、今度またケアマネジャーや、高齢者生活支援センターの支援の事例が増えて、「もやもや」がそこで増えていくようなところもあるかなと感じています。

ただ、来年度の予算の話になりますけど、芦屋市では高齢者生活支援センターを1カ所増設して人員も若干増やして、地域における体制を増やそうとしておりますので、一助にはなるかなと考えております。

また、大分先になりますけど、ケアマネジャーになりたい人がなかなかいらっしやらない、募集しても来ないということがありますので、そういった人材の育成や、確保の手だてについ

ては何か考えていかないといけないなと思っています。

(竹端委員長)

そうですね。人手も増やさないといけないですよ。ありがとうございます。

(山川委員)

今日ずっとお話を聞かせていただいて、現場の方というのは非常に厳しいというか、一種のハラスメントみたいなものを受けながら、苦しみながら福祉のためにやってくださっているということを、改めて大変だと感じました。

私の立場では、その事案を解決していくことは当然必要ですが、職員を守るということも忘れてはいけないと感じております。その辺りは、会社としてどう職員を守るのかということもあわせて考えていかないといけませんし、様々な事例の相談を受ける中で、一定指示してもなかなか十分な回答というか、いい答えは無いと思うのですが、何となく職員をまず守るというか、傷まないように、気にかけていき続けたいといけないなと改めて思いました。

(竹端委員長)

当然、組織力が求められているので、じっくり聞いて、「もやもや」に解決なんかないので何の正解もないけれども、まずは一緒に「もやもや」を共有できる組織というのがすごく大事だと思います。山川委員も大事なことと言っていたと思います。

ほか、小野委員、今まで聞いておられて何か思われることなど、よかったです。

(小野委員)

どのお話も、こんなに疲弊しているということを感じましたし、私自身が民生委員活動をしている中でも、やっぱり問題というか言われる方もいらっしゃいます。私たちはつなぐことばかりですから、お話を受け止めてというか、一緒に共有していきますが、つないで結果を出して支援に結びつけるということはプロの人にとっては、大きなプレッシャーでもあるし、求められることに対応できないってところでジレンマもお持ちだし、寄り添えば寄り添うほど、心が折れていくというのは、私が想像してもよく分かります。同じようには分かりませんが、分かる気がします。

職員の方を守らないといけないというのも大事なことです。委員長が言われたように、制度にのっとって、結論づけて終了といった形に持っていけるものは容易く、それも大変なのですが、でも、そうならないための予防というか、関係性をつくりながら地域と結び付けていくという支援というのは、やっぱり時間もかかって大変なので、それをなくして制度ばかりというのは、バランスが悪いなと今、思いました。

(竹端委員長)

そういう意味では、芦屋市がこれまで積み上げてきた、逆に言ったら、積み上げてきた結果明らかに見えてきた課題も何かあるかも知れないと、小野委員の話を聞きながら思ったのですが、今までの皆さんの意見を聞かれて事務局としてはどうですか。

(地域福祉課 吉川)

基本的なところの積み上げをこれまで進めてきた中で、次の段階とといいますか、もう一つ困難なところに立ち向かっていかないといけない状況にあるのかなと思っています。

国の動向も重層的支援体制整備事業が始まって、多機関の協働というのはそういったところも見据えてのことだと思います。

先ほど委員長が権利擁護、アドボカシーとおっしゃいましたがけれども、専門職だけが頑張ればいいものでもなく、地域に対しても働きかけを続けていくというところで、様々なところに目配りもしながら満遍なくといいますか、必要などころに対処しながらも全体の底上げをやり続けたいといけないとお話を聞いて思いました。

(竹端委員長)

村岡委員、どうですか。

(村岡委員)

そんなたいしたことはありませんが、民生委員の立場として、私たちは、見守りとつなぐことをモットーに活動していますが、それではいけないこと、想定事態以上のことがあるので、どうしてもそれを守り切れないところがあります。

ケアマネジャーさんと連携がとれても、そこにいくまでに対応しなければいけないことが多々あるので、それを私たちが、「つなぐだけやからいいねん」と言ってそれで済ます方もおられますが、それでは何か心もとないというか、「もやもや」のようなものがだんだん増えてきます。だから、それを頭に入れるのではなく、行動でどういうふうになったらこうなるかというのをもうちょっと勉強しながら体勢をとっていかないといけないと思います。

また社会福祉協議会やケアマネジャーさん等ともっと連携がとれるようにならないといけないです。みんな大変ですが、逆につながりを持ちたいというのはあります。だけど、私にしたら、もうちょっとで定年なのでどうかな、と思います。もうちょっと密に組織を作っていないといけないと思います。私が住んでいる所は高層住宅です。縦社会で横に何もつながりがありません。そういうことを考えると、もっと違う仕組みをつくらないと、つながっていないのではないかなと今すごく思います。

(竹端委員長)

なるほど。ということは、ここで話されているような「もやもや」と、民生委員さんが持っている「もやもや」みたいなものをちゃんと共有しながら、専門職と民生委員さんがもうちょっとつながるようなところがあるっていうのも、事前予防的な側面としてはもしかしたら大事かもしれないという感じですか。

(村岡委員)

そうです。もっとリーダーシップになる方が、もう少し増えていただければ、アドバイスを聞きながら判断して行って、そこへ行けばいいんだなっていう対応をしていけるかなと思います。仕事が増えるのはまた怒られるかもしれないですけど、そういう思いやりのある関係性をつくりたいなと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。余計な仕事を増やすための連携ではなくて、お互いがやってよかったと思え、その善意が無駄にならなかった連携みたいなものをどう作れるかっていうところですよね。

(村岡委員)

はい。

(竹端委員長)

ありがとうございます。いっぱい出てきました。課題としてまた受け止めたいと思います。

では、(2)の協議に移りたいと思います。3点あります。1つ目、市長申立てにかかるスキームの見直しについて、事務局からご報告をお願いします。

## (2) 協議

### ア 市長申立てにかかるスキームの見直しについて

(地域福祉課 知北)

市長申立てに関する専門委員会の活用について、事前資料3をご覧ください。

現在、成年後見制度において身寄りのいない方など、一定条件を満たす方については市長による申立てが行われています。申立てを行う過程で、専門委員会を活用するに至った経緯等につきましては、資料にありますとおり、複合的な課題を抱える対象者の方が増加する中で、市長申立ての要件には該当しますが、福祉的観点、・権利擁護の視点に立ち申立ての必要性につ

いて検討を行うことが難しい現状がありました。そこで、申立てを行うことが支援として適切であるのか、また、対象者にはどのような支援の見込みがあり、現時点で申立てが行われるべきなのかなどについて、専門職に意見を諮った上で、真に必要な方の申立てを実施することを目的に専門委員会を活用するに至りました。

このことについては、令和4年度の第1回当システム推進委員会にて活用をお諮りし、そこから約1年半実施したことを踏まえ、今後の専門委員会の活用についてご意見をいただきたく、議事にあげさせていただきました。

2、市長申立てに係る専門委員会の開催状況につきましては、この約1年半の間で高齢介護課では、虐待対応の申立てが3件、身寄りのない方の申立てが5件ありました。障がい福祉課では、ともに0件です。

専門委員会に諮り、いただいた助言は、被後見人の背景に合った後見人を選任することとして、被後見人の方が外国籍の方などの場合に、そういったご意見をいただきました。

また、虐待対応における市長申立ての場合、申立てに至るまでの養護者への関わり方についても助言をいただき、養護者への説明のあり方、同意書の送付を行う等対応いたしました。

意思能力の判定にとどまらず、適切な医療受診による認知症の見立てを得ることの助言もいただき、一時的に内科を受診し後見の診断書を作成するなどしておりましたが、認知症疾患医療センター等を受診し、鑑別診断および適切な治療の検討を行うことにつながりました。

また、親族との関係性による同意書の取得の必要性、被虐待者と虐待者の関係における親族申立て等、市長申立てにあたり悩んでいたことを解決することができたという状況です。

なお、専門委員会を活用する提案の際にいただいたご意見が1点あり、専門委員会を活用することで、申し立ての時期が遅れることが懸念されるというご意見をいただきました。現状おおむね戸籍が集まり、医師の見立てを確認できたタイミングを目途に専門委員会を開催しております。また、全ての情報がそろっていないタイミングであっても、主要な情報がそろっている場合には、他の対象者と合わせて専門委員会を開催する等の対応をしています。申立てに要する時間は概ね3カ月程度で、専門委員会活用前とは大きな差はないと考えています。

今後の専門委員会の活用についてですが、成年後見制度利用支援事業の細かい話になりますが、実施要綱の第6条第1項第1号及び第2号の、身寄りのない人もしくは身寄りがない人も申立ての意思がないことを根拠とする申立てについては、関係課、高齢介護課、障がい福祉課及び権利擁護支援センターにて協議の上、対象者への支援状況等を必要に応じて専門委員会に意見を諮ることとしたいと考えています。また、同要綱第6条第1項第3号、親族からの虐待を根拠とする申立てにつきましては、原則専門委員会にて意見を諮ることとすると考えております。今後も専門委員会を活用することを理由に申立ての時期が遅れることがないように留意しながら進めたいと考えています。

(竹端委員長)

端的に教えていただきたいのですが、これをやって、とても良かったのか、まあまあ良かったのか、ほどほど良かったのか、その辺りはどうですか。

(地域福祉課 知北)

専門の法律職や学識の方に、ちょっと聞きたいけど聞けないといったことがその場で聞くことができ、そこでご意見をいただいたことが、自分の自信や根拠につながっているので、とても良かったと感じています。

(竹端委員長)

つまり、強制力を伴ったりする判断に関して、本当にそれでいいのかどうか行政担当者でも迷うところがあったときに、法律職や医療職の各専門的知見を得て議論することによって、それが恣意的価値観に基づくものでなく、よりきちんと公平で中立的な判断であるというようなものを保証してもらうような後ろ支えができたという、そういう理解で大丈夫でしょうか。

(地域福祉課 知北)

はい。おっしゃるとおりです。

(竹端委員長)

これで大丈夫だということですので、この話はこの辺にした上で、2番目、芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアルについての説明をお願いします。

## イ 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアルについて

(障がい福祉課 長谷)

事前資料4をご用意いただけますでしょうか。

今年度、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター、障がい福祉課の三者でマニュアルを作成しています。表面に第2版と書いていますが、第1版は法律制度関係で、会議の進め方などのマニュアルになっており、今回の第2版は、大きく2つの点についてまとめた資料になっております。1ページめくっていただき、はじめにのところをご覧ください。

資料の作り方として大きく2部構成にしています。1つ目が帳票自体の説明で、それぞれの帳票のここにはこういった内容のことを記載するといったものを記載しています。2つ目が具体的な事例をもとにした帳票記入例です。ケース対応を通して、実際にどのように帳票に落とし込んでいくのかを記載しています。

特に、行政サイドとして気になっている課題があります。それは職員の経験年数の低下です。実際、虐待の通報を受けた後の動きでは、経験の長い職員の経験値を頼りに進めているところが多く、よりどころとなるようなマニュアルがなかったというところもあり、このマニュアルを作成する運びとなりました。

1ページをご覧ください。こちらがMaybe-Sheetといい、通報を受理した際に、誰が誰からどのような虐待を受けたのか、どういった障がいがあるのか、対応するにあたって緊急性があるのかどうか、そういったところを記載する、いわば導入段階の帳票になっております。

2ページ目はMaybe-Sheetの記載事項の説明書きをしています。このマニュアルの作り方としまして、ここにはこういったことを記載するとか、こういった点に注意するとかというところを記載しています。例えば8番、具体的内容というところには、虐待の具体的な内容について5W1Hを意識して記載しましょうといったことが書かれています。

3ページ目は、情報共有ミーティングの記録を記載するB票という帳票です。虐待の疑いがあり、通報を受理された事例について、関係機関が情報を共有し事実確認を行う内容、役割分担、確認する期日などについて共有する情報共有ミーティングというものが開催されますが、B票、5ページの事実確認分担票となるC票を作成することになっています。

7ページは、情報共有ミーティングで決定した役割分担に基づいて行った事実確認について、本人や養護者等に確認した内容をこのCF-Sheetに記載していくこととなります。

8ページをご覧ください。他の帳票にも記載していますが、帳票を記載する上でのポイントを記載しています。ここでは、発言内容は要約せず発言した言葉のまま記載する、面談時の行動態度等は見聞きしたまま記載する、といった意識するポイントを記載しています。

11ページはコアメンバー会議の記録を記載するE票です。コアメンバー会議は、虐待と認定するのか、今後の対応方針を決定するとともに重要な会議のため、市として意思決定の経緯をきちんと資料に残すためにも、12ページにかなり詳細に書き方をまとめております。

13ページは虐待認定した際に使用する帳票で、誰に対していつまでに、どのような支援を実施していくのかを落とし込む支援計画です。その後、支援の中で、必要に応じて虐待対応ケース会議を実施しますが、そこで使用するのが15ページになります。虐待支援の評価票です。支援計画に対する評価が17ページになりますが、こちらは支援評価票になっています。

最後に19ページをご覧ください。虐待対応の終結・終了を判断するときに使用する帳票です。虐待対応の流れに沿った帳票を第1部の構成として記載しています。

第2部は帳票の記入例です。22ページをご覧ください。事例はあくまでも架空のケースで、事例タイトルに記載しておりますとおり、知的障がいのある娘に対し、養護者である父が介護の放棄や暴言などの不適切な対応をしていたが、市や障がい者基幹相談支援センター等の介入により改善した事例をモデルケースとして設定し、その対応を通して、その時々でどのような帳票を作成していくのかをこのページ以降で記載しています。

同じページ中段辺り、事例概要をご覧ください。先ほど紹介しました事例の詳細を記載しています。知的障がいのある40歳の本人、同居している74歳の父。本人は重度知的障がいがあり、父のサポートを受けながら地域で生活されてきました。

虐待通報の経緯は、本人がコンビニでパンを万引きし、警察が本人を自宅に連れて行った際に父が大声で叱責し、本人がおびえる様子があった。また、家の中は散らかっており、匂いもあったため、警察から市に対して通報があったという事例をモデルにしています。

25ページをご覧ください。先ほど1部で説明しました帳票です。説明したようなケースの内容を落とし込んでいます。警察からの通報という今回のモデル事例ですが、冒頭、権利擁護支援センターからの報告にもありましており、最近の虐待通報の半数以上が警察からという状況から、今回のモデルケースも警察通報を端緒に虐待対応していく流れにしています。

30ページには時間的な流れについても記載しています。どのようなスピード感で虐待対応すべきかを意識して作成しており、時間も重要なポイントとして作成しています。

今回の事例は、警察から虐待の通報を受理したのが4月3日の午前10時。緊急性ありと判断して、3日午後4時に情報共有ミーティングを開催して、その翌日4日から30ページに書いてあるとおり、4日から事実確認をスタートしたという流れにしています。

30ページ以降は、それぞれの会議における帳票の記載例を記載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

(竹端委員長)

作成メンバーの中に三芳委員も入っているので、作った側からご意見お願いいたします。

(三芳委員)

4、5年前からずっと課題になっており、帳票の書き方が人それぞれ違うというところがありました。先ほどの説明にもありましたが、異動も多く、新しく来る方にその都度都度伝えているつもりでもなかなかうまくいっておらず、情報共有ミーティングの次にコアメンバー会議と思っていても、情報共有ミーティングのときにきちんと聞いていない、目視確認ができていないといったことから、再度情報共有ミーティングをし直しということもありました。ですので、今回帳票を改めて見直しながら、この支援のポイント、意識のポイントを特に丁寧に変えていこうと取り組み、この経験を積んでいくことによって権利擁護の意識も向上していけると思います作成していった次第です。

(竹端委員長)

今日ここにお越しの方は、障がい福祉課の木村さん、北村さんも一緒に作成されたわけですが、要はベテランの人の力量が本当に引き継げるのか、これやったら私たちは引き継げますっていうものなのかどうかも含めて教えてください。

(障がい福祉課 木村)

私は今5年目ですが、課の中で最長になり、他はみんな若い状態で、初めてやる時にどうしたらいいのか戸惑うところがありました。今回、我々や障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター、みんなで集まって、「うちの部署だったら、このときにこの対応ですごいみんな困ったわ」などの話を聞きながら、「それに気づいてもらうにはどういう言い方をしたらいいかな」、「ここ、数字で書いておこうよ」などと、みんなで話をしました。今まではこれ

がなかったので、これができたことによって口頭だけでなく「マニュアルのここを見たらそういう書き方が書いているよ」と伝えられるいいものができたのではないかと考えています。

(竹端委員長)

この事例はとてもおもしろかったので、ずっと読み込んでいました。読み込みながら、高齢者生活支援センターやケアマネジャーの研修にも使えるのではないかと考えていたのですが、松下委員、どうですか。

(松下委員)

友の会でもいろいろ研修では同じようなことをさせていただいています。

(竹端委員長)

もしかしたら、これを使って研修するとかってすると、ますます高齢・障がいと同じ方向を向くようになりますよね。

(松下委員)

そうですね。はい。

(竹端委員長)

やってほしいですね、そういうの。

(障がい福祉課 木村)

ありがたいです。事例も今までの困難だった事例とかをぎゅっと凝縮しています。そのように言っていただけたら、作ったかいがあるなと思います。

(竹端委員長)

すごくいいと思います。ただ、何というか、個人的な主観ですが、最初の方の説明ばかり読んでいたら疲れてしまいます。個人的な趣味かもしれませんが、22ページからとても面白くなりましたので、もしかしたら逆にしたほうがいいのかと思います。まず、現状でどういうことがこれのできるのかが、この帳票記入例のところ。帳票記入例が本気の記入例なので、こちらを先にして、じっくり読み込んだ上で、その使い方が1の帳票のところでありますみたいにしたほうが良いと思います。

最初の“はじめに”の部分も、先ほど言われたように、「なかなか経験を伝えられることができないから、それをちゃんと伝えるためのものとして作りました」ということと、「どんなものなのかは、この事例のところを読んでくれたら、芦屋市で起こっていることについて、具体例に基づいた対応や時系列のものも含めたものがあるので、まずはこっちを読んでほしい」とした上で、「書き方についてはその書き方編で載せています」といったように書き直してもらった方がいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

(障がい福祉課 長谷)

委員長のご意見も参考にしながら、文書を考えたいと思います。ありがとうございます。

(竹端委員長)

少なくとも、この事例編は、今まであちこちで見た事例の中でもかなりレベルが高いものができています。というのは、「こういうところでこういうふうにチェックすればいい」という点がすごく見えてくるので、ものすごくいいです。

さらに、これ、部長辺りにお願いしたいのは、生成AIに絡めてこの事例をやっていって、逆に言ったら、それを生成AIと絡めてやることで、恐らくこれは判断がより効率的になり、チャットGPTなどと連動する行政システムをやっている自治体も出てきているので、こういうデータを蓄積して連動していったら、現場の判断がよりぶれなくなるという可能性があると思うので、将来的には検討してほしいと思いますが、どうですか。

(中山委員)

研修は既に行われているのですけれども、組織的に使っていくかというのは、個人情報の関係もありますので、今はまだ使わないとなっております。

神戸市などは条例をつくり使用を進めていらっしゃるので、研究はしようと思います。

(竹端委員長)

ぜひお願いします。というのは、結局、先ほども言いましたけど、倫理的ジレンマもそうなのですが、価値に基づくものだから、今の市役所のチームはアドボカシーも考えてくれているけれど、その担当者がプロテクション寄りになったら、方向性が変わってしまうことも考えられます。事例シートの積み上げはすごく大事だし、それを一定程度、規範化していくという試みがすごく大事なのではないかと思います。

(山川委員)

私も事前にこの事例のところは興味を持って読ませていただきました。そこで、質問なのですが、入り口のMaybe-Sheetは芦屋独自で作られたものと記憶しているのですが、それで間違いないですか。

(地域福祉課 吉川)

モデルにしたものはありますが、Maybeということで疑いでもいいから通報してくださいというふうにしているのは芦屋市がオリジナルで作っています。

(山川委員)

入り口として整理するというのがすごくいい芦屋市の取組のキーになっているのかなと思います。

もう1点、Maybe-Sheetの緊急性の有無の一番下ですが、かもしれないというところから、実際にそれを急がないといけない、すぐしないといけないというところにつなげる判断のところは、どのようになされていますか。そこがすごく重要で最初のスタートの判断を間違えてしまうと、たちまち本来すべきことができなくなることがあると思うので、その取り扱いが気になっていたのので、状況を教えてください。

(竹端委員長)

山川委員に追加して言うと、このMaybe-Sheetを作成した後、情報共有ミーティングに至るかどうかにあつての判断根拠は何なのかとか、恐らくその辺りがどういう判断基準でやっているのかも含めて結構大事なところだと思うので、その辺りをお願いします。

(地域福祉課 吉川)

まず1点目の緊急性の判断のところですが、基本的には、受け付けた機関の中で、得られた情報を持って、生命に危険がないのかを一番に考えて緊急性の判断をさせていただいています。迷われる場合には、市にも連絡をいただき双方で協議をするというところになっています。

情報共有ミーティングは、Maybe-Sheetを受理したケースは全て情報共有ミーティングに流れます。そこが開催されるまでの時間に関しては、緊急性が高いということが判断されれば、受付と同時に開催されることもありますし、時間を置かず開催するということもあります。しかし、緊急性がないと判断された場合であっても、速やかに情報共有ミーティングは実施するものとしておりますので、さほど時間を置かずに実施するという流れで運用をしています。

(山川委員)

分かりました。取りこぼしが無い形であればいいかと思います。ありがとうございました。

(竹端委員長)

これ、些末なことかもしれないのですが、Maybe-Sheet A票の3番の内容疑いが3つぐらいあつたらやるとか、1個やったらやらないとか、その辺はありますか。

(地域福祉課 吉川)

そこまでのチェック機能を設けたチェックリストではないので、どちらかというところ総合的に判断しています。

(竹端委員長)

気になるのは、若手二人に特に聞きたいのですが、その総合的判断っていうのは若手の皆さ

んが例えばこれを作ることで割と総合的判断はしやすくなったと言えるのかな。その辺、どうですか。

(障がい福祉課 木村)

マニュアルができたことで、先ほど具体的事例のところでも速やかに1日とかで開催をしているというふうに目安が全然分からないところから、目安ができたかなと思います。

(竹端委員長)

つまり、職人芸が言語化されたような感じですね。

(障がい福祉課 長谷)

委員長の補足になるのですが、第1版のマニュアルには具体的に緊急性の判断の場合が列挙されていますので、これも含めて一緒に見ていただくと考えております。

(竹端委員長)

そのマニュアルの緊急性の判断のところだけは、こちらにも入れておかなくていいですか。

(障がい福祉課 長谷)

その部分は、こちらにも盛り込んでもいいかなと思います。

(竹端委員長)

というのは、世の中には「2冊目見てね」と言っても1冊しか見ない人は多いので、緊急性の判断も含めて、1冊目のどうしても大事な部分は2冊目に引き継いでおいたほうがいいと思うからです。この1冊のみが流通すると考えて、必要なものは漏れなく、後で参考資料でもつけたいらいいと思うので、一緒に入れておいていただければいいなと思います。

(障がい福祉課 長谷)

ありがとうございます。

(竹端委員長)

では、ウ「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」について、事務局の説明をお願いします。

ウ 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」について

(権利擁護支援センター 谷)

事前資料5で、事前に送付させていただいた資料にイラストが入ったものを本日お手元に置きます。表紙を含め、中にもイラストが入っています。

前回の権利擁護支援システム推進委員会でご意見いただいたものと、その後、プロジェクトチームでご意見をいただいて、修正したものが本日お配りしているものになります。

前回と変わっているところを中心にお話させていただきます。まず、8つの大項目があり、3番目に関係性の構築のページを入れています。これはプロジェクトチームで、当事者、ご本人、ご家族、親族の方と関係性の構築が重要であるというご意見をいただきました。ハンドブック作成時の関係各所のヒアリングでも、遠方または疎遠なご家族やご親族に対して、何とか関わりを持っていただけないか、日々関係を持ってもらうことではなくても、ご親族さんの負担を最小限にしながらか細く長くつながるような関係性のしかたができないかというようなお話も出てきたってところも踏まえて、この第3で関係性の構築の項目を入れています。

第4のフローチャートも前回ご意見をいただいたところも含めて修正しています。

第5の支援ニーズごとの対応について、中項目は変わっていません。金銭管理、死後事務、医療行為、意思決定支援、見守り体制の構築です。

全体を通してですが、プロジェクトチームの中で、「先行してこういうものがあつた方が皆さんの入りがいいのではないか」ということで、委員の方から孤独・孤立の支援課題を抱える人の事例を挙げていただいて、それをグッドプラクティスとして関係箇所へ挿入しています。

これに加えてオレンジの丸い枠で囲ったような、コラムまではいきませんが、9ページ目の真ん中辺りに、注釈的なものをこの丸の四角で囲って入れています。

他、12ページ、前のページのグッドプラクティスがあり、12ページの上にはコラムみたいなものがあり、その下に相談時のポイントや、支援の工夫・ポイントを挿入しています。

また、15ページには参考や、意思決定支援に関し様々な分野で出ているガイドラインをアからオまで並べています。大まかな概要は本文に入れていますが、詳細を知りたい、見たいという人に対してQRコードを入れて確認していただけるようにしています。

参考資料27ページには、意思確認シート、もしものとき、終末期や亡くなった後の対応をどうするか、事前にお元気なうちにこういったシートで確認しておけるツールとして、27ページがもしも、突然の事故だとか病気だとか、認知症だとかで自分の意思とか希望を伝えることができなかつたとき、28ページが、死後の事務についてのシートもつけています。

(竹端委員長)

委員の中では松下委員と三芳委員が関わられたのでどんな感じでしたか。

(松下委員)

完成したものを最後見させていただきましたが、内容が非常に盛りだくさんなので、基本、支援者が活用するものだと認識しています。

(竹端委員長)

ある程度、議論してきた内容は取り込めたと思いますよね。

(松下委員)

そう思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三芳委員、どうですか。

(三芳委員)

委員長からグッドプラクティスを入れてもらったほうがいいのではないかというご意見をうけて作成したところが、すごく分かりやすくなったと思っています。こうやってできると、すぐそこに目がいきますし、ここから逆算して解説のところにもいきやすいと思いました。

また、支援ハンドブックの肝になるのは意思決定支援だろうと思いますので、これを作成していく中でずっと思っていた部分として、年に一度権利擁護支援センターと障がいの基幹相談で権利擁護研修をしています。意思決定支援をテーマに、改めて研修したほうがよいのではないかと思ったところです。そのときに、これを配布し、周知したいと思いました。

(竹端委員長)

聞き取りに行ったのは事務局の知北さんと平川さんだっただけですが、どうですか。

(地域福祉課 平川)

市内の施設の方やケアマネジャー、病院関係者の方に聞き取りを行う中で、そういうハンドブックがあるといいよねというご意見をたくさんいただき、今回実現するという形になりました。その中でプロジェクトチームの委員長や委員の皆様にご意見をいただいて、何とかできたかなと思っています。来年度以降は、使い方や、先ほど三芳委員からもご意見があった、意思決定支援の研修や、困ったときに使っていただけるようにというところを周知や啓発、研修をしていきたいと考えております。

(地域福祉課 知北)

孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックは、はじめは事後対応の要素が強くあるハンドブックでしたが、プロジェクトチームや権利擁護支援システム推進委員会でご意見をいただく中で、事前予防的な側面もきちんと盛り込めた内容になったのが、大変勉強になりましたし、その視点を持ってこれから関係の方にご支援いただけるようにしていきたいと思って作っておりますので、その点についても周知していきたいと考えています。

(竹端委員長)

恐らく、その事前予防の話というのが6ページの第3、関係性の構築の辺りに出てきていて、この辺りは、もしかしたら例えば民生委員さんとも共有すると結構いいのかもかもしれないなどと思いながら作っていただいたと思います。

せっかくいい物が作られたので、27ページ以降は、画像の貼り付けではなく、データを貼ってください。

先ほどの虐待の対応マニュアルも同じですが、いい物を作ってもPDFで流しただけでは伝わらないので、研修などをしながら、場合によっては、対象が現場の人だけがいいのか、民生委員さんでも、例えばごく一部大事なところについては何かお知らせするとかも含めて、見たい人は見てくださいみたいに、これをどう活用し、生かし、広めていくのかの課題について、事務局で考えていることとか、次年度こうしたいみたいなのがあれば教えてください。

(権利擁護支援センター 谷)

出来上がったものの中心は支援者の方向けになっていますけれども、当事者の方にも見てもらう機会もあるかなと思っています。ただ、まずは現場の支援者の方に見ていただくと、第2の基本的な考え方のところなんかも含めてお伝えしていけたらなと思います。次年度になりますけど、どこにどういった形で周知していくか今検討しているところです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今日でこの委員会の委員の任期も切れますが、委員長からの宿題として、次年度の委員会の冒頭で、この2つについてはこんなところで研修しようと思っているといったことを報告されるようお願いいたします。今年度以降このようにやりたいと思いますといったことを次年度の第1回の会議でご報告していただけると、3月で異動する人がいると思いますが、異動しても宿題として引き継ぐということでお願いできればと思っています。

(権利擁護支援センター 谷)

承知しました。

(竹端委員長)

では、協議事項が3つ終わってその他なのですが、ありますか。

(権利擁護支援センター 谷)

3月2日、保健福祉センターの3階多目的ホールで、権利擁護フォーラムが開催されます。今回のテーマ「認知症と共生社会」ということで基調講演とパネルディスカッション、養成研修の報告、今年度修了生による寸劇といった企画もご用意しておりますので、皆様、ご興味のある方はぜひご参加ください。

(竹端委員長)

議事はこれまでになるのですが、これで任期も終わりになりますし、代わられる方もいらっしゃるかもしれないので、最後に委員の皆さんから一言ずつご感想をいただきたいです。

では、三芳委員から順にお願いできますか。

(三芳委員)

2年間ありがとうございました。思いのほか、いろいろプロジェクトにも参画させていただき、とても勉強させていただきました。また、松下委員からいろいろ高齢分野で悩んでおられるところは、すごく共感できる部分が多かったなというところでありました。すごく勉強になりました。ありがとうございました。

(和田委員)

2年間、ありがとうございました。自分も勉強をさせてもらうようなつもりで参加させてもらって、芦屋市は権利擁護支援をととても頑張っているというのが分かって芦屋で良かったなと思いました。ありがとうございます。

(山川委員)

私はこの4月に着任させていただいて、まだ2回ほどの参加なので、次期も参加させていただくことになるのかなと思いますが、権利擁護ではいろんなケースを考え、今日の事例を見ても本当に奥が深いというか、なかなか正解が何なのかというのが本当に難しいことだなと思いました。そういうことをマニュアルとかハンドブックなどいろいろ整理をしていただいている中で、また関わられるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

(村岡委員)

頭の回転をちょっと早目ながらやっていかないといけないなという、再度の勉強というのを確認しながら2年間勉強させていただきました。これからも、もっとこういうのを勉強していかないと、奥深い部分をもう少し触れたらもうちょっと民生委員としても幅広く見守りができるのではないかなと思いつつ、あと2年ぐらいしかないのですが、もしやるのだったらこのまま続けていきたいなとは思っております。よろしくお願いします。

(松下委員)

私は途中から参加させていただくことになりましたが、やはりこういう機会がないとなかなか障がい分野の方と、個人的に相談したりとかはありますが、広い意味でいろいろお話ができて関わられたのがとても良かったと思っています。今後アドボカシーというところで、芦屋市はコンパクトな市ですし、やれることが結構あるのではないかと思っております。今後、何事もチームを構成して支援するというのがすごく大切だというのはありますが、このハンドブックにしても、新任のケアマネジャーにしろ、相談員さんにしろ、見たときに、スーパーバイザーというかSV的な包括とか、正直ちゃんとSVが活動できてないというか。

(竹端委員長)

人によって異なるということですね。

(松下委員)

もうちょっと広い意味で市として、もう少し敷居の低いチームみたいなのが芦屋市独自の体勢として構築できれば、もっといい方向にいくのではだろうかと思いました。

(小野委員)

私も2年間、お世話になりました。初めて参加させていただいたときは、何をされている会議なのかがよく分からず、何度も資料を見返したりさせていただきましたが、だんだん仕組みづくりを話し合っているという感じが分かってきました。

福祉活動をしていて市民目線で感じることは、高齢の方も、障がいの方も、自己決定意思というか、自分で決める権利があるということ、案外という表現はおかしいかもしれませんが、分かっていられない方が多いと思います。私は障がいの子どもたちと親の会というのも長年活動していますが、そこで話したい、聞いてほしいとって来られるお母さんにしても、こんなことしかできない、お世話になるしかないって、この時代に何をおっしゃっているのっていう方が案外多いです。10代後半になっていられるようなお子さんを抱えて、そういうことを言われるような方もこの前お会いして、ちょっとお話をさせてもらいましたが、これから、独り立ちするかしらないかは別として、何がしたいというのを決めさせてあげて応援してあげる時代になっているからという話をしていくように親の会としてもしています。地域を見回しても高齢の方も割とその辺が鈍感というか、何に気づきを得たらいいかが分かっていられない方が本当多いです。お困りのときにはご相談くださいって申ししましても、そのお困りがこれということにお気づきになってない。それを話し合い仲良くさせていただく中で、これですよというのを気づいていただく。こちらから教えて差し上げるのではなく、その方の気がつかれるためにどうしたらできるかなと思いつつ、今日のハンドブックを拝見して何かいい形で活用、勉強できないかなと思いました。ありがとうございました。

(中山委員)

行政として3年間関わらせていただきました。私ごとなのですが、この3月に役職定年で部長職を引きますので、またどういった形で関係させていただくか分かりませんが、芦屋市の権利擁護支援センターは特徴のひとつとして、名称にも表れている「権利擁護支援」をしっかり意識して、行政としても進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いします。ありがとうございました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。最後、私も一言申し上げておきたいと思います。

小野委員と松下委員がおっしゃったことが非常に象徴的だと思っています。

ひとつは、小野委員がおっしゃったように、自分の困り感を表明できない人ほど困っている人なのですね。自分の困り事が表明できない人というのは、今回の孤独・孤立のハンドブックにも書かれていますけど、意思形成や意思表示ができてない、そこに困り感があるということです。それは、まさにアドボカシーの課題です。それができないと何が困っているのか分からないというところを横に一緒に寄り添ってくれる人をどう作っていくのかということが、権利擁護課題のひとつ大事だということです。

松下委員がおっしゃってくださったところで大事なのは、権利擁護ははっきり言って山川委員もおっしゃるように奥深い課題です。何で奥深いかというと、結局多くの法律事務というのは正しい答えとしての「正解」があるわけですが、権利擁護には正しい答えはなくて、どうやったらそのチームで成功する解決策を作るかという「成解」しかないのです。確かに、法律違反に関してやってはいけないというところでは正しさはあるけれども。じゃあ、その倫理的な問題について「どこまで話を聞くのか」、「どこまでチームでやるのか」、「緊急性があるかどうかどう判断するのか」といったことは、正しさではなく成功する解決策にしないと、そのときの判断が失敗だったら後でアウトになるみたいな話だと思います。そのときにやっぱり大事になってくるのは、チーム力をチーム力として形成していくことであり、チーム形成するためには、松下委員がおっしゃったような、敷居の低いスーパーバイザーというか、ちょっと「もやもや」を相談できる先、みたいなものをどう作っていくのが、専門職の育成や、専門職としてのチームの力量を高めていくためにはすごく大事なところですよ。

今、芦屋市はそういう意味では、権利擁護支援センターと名をつけることによって、あるいは権利擁護支援システム推進委員会というものを機能させることによってそれを着実に積み上げてくることはできたけれども、形作って魂入らずやったら困るので、今からどう魂を入れるのかということが、恐らく次期の課題なのだろうなというところで、私のまとめとさせていただきます。ありがとうございました。

(地域福祉課 吉川)

委員の皆様におかれましては、2年間の任期の間、委員会があるときも、またプロジェクトの場でも様々にご協力をいただき本当にありがとうございました。

委員を代わられる方がいらっしゃった場合にも、この委員会でできたハンドブックの普及啓発にもぜひ引きご協力をいただけたらと思いますし、様々な場面でまたご助言等をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。2年間ではありましたが、本当にどうもありがとうございました。

また、ハンドブック、マニュアル等も完成し、委員長のおっしゃいました魂を込めるといいますか、次年度以降、できたものをどのように価値のあるものにしていくのかというところで引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(竹端委員長)

では、これで閉会とします。

閉会